

第4条を削る。

第3条中「第2条第4項」を「第2条第8号」に改め、同条第1号中「(普通鉄道構造規則第2条第1項第11号に規定する旅客車に限る。)」を「(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業(旅客の運送を行う事業に限る。)の用に供するものに限る。)」に改め、同条第3号中「軌道法施行規則」を「軌道法施行規則(大正12年/内務省/鉄道省/令)」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(公共的施設)

第3条 条例第2条第7号に規定する規則で定める施設は、特定建築物以外の施設で次に掲げるものとする。

- (1) 第2条第7号に規定する道路
- (2) 第2条第8号に規定する公園
- (3) 第2条第8号に規定する緑地、広場又は休憩所
- (4) 第2条第9号に規定する路外駐車場

第13条を第14条とする。

第12条第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 独立行政法人都市再生機構
- (4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

第12条中第5号から第8号までを削り、第9号を第5号とし、第10号を削り、第11号を第6号とし、第12号を削り、第13号を第7号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (8) 独立行政法人国立病院機構
- (9) 国立大学法人
- (10) 独立行政法人国立高等専門学校機構

第12条中第14号を削り、第15号を第11号とし、第16号を第12号とし、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「建築し、新設し、又は改良しようとする者(建築物の用途を変更して特定建築物としようとする者を含む。)」を「建築しようとする者(建築物の用途を変更して特定建築物としようとする者を含む。)」若しくは条例第2条第6号に規定する特定建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする者又は新設し、若しくは改良しようとする者」に改め、同条第1号を次のように改める。

- (1) 特定建築物で床面積の合計が300平方メートル以上であるもの(次号から第7号までに掲げるものを除く。)

第9条第2号から第4号までの規定中「特定建築物のうち」を削り、「300平方メートル」を「100平方メートル」に改め、同条第5号中「特定建築物のうち」を削り、「理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗」を「郵便局又は質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗」に、「30平方メートル」を「100平方メートル」に改め、同条第6号中「特定建築物のうち」を削り、「銀行その他これに類するサービス業を営む店舗」を「理髪店、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗」に、「300平方メートル」を「30平方メートル」に改め、同条第7号中「駐車場の用に」を「駐車のに」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 施行令第1条第21号に規定する建築物で床面積の合計が30平方メートル以上であるもの

第9条を第10条とする。

第8条中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「第18条第3項」を「第18条第4項」に、「整備施設を高齢者及び障害者」を「特定施設及び整備施設を高齢者、障害者等」に改め、同条第2項中「第18条第3項」を「第18条第4項」に、「整備施設」を「特定施設及び整備施設」に改め、同条を第8条とする。

第6条を削り、第5条中「第17条第2項」を「第17条第4項」に、「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に、「基準となるべき事項」を「基準となるべき事項として規則で定めるもの」に、「別表第1」を「別表第2」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指示の対象となる特定建築物等の種類等)

第7条 条例第18条第2項の規則で定める特定建築物等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号。以下「建築促進法」という。)第2条第3号に規定する特別特定建築物(条例第28条に掲げる建築物を含む。)で、建築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの(次号に掲げるものを除く。)
- (2) 条例第29条に掲げる建築物で、建築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるもの
- (3) 路外駐車場で、新設又は改良に係る駐車のに供する部分の面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの

第4条の次に次の1条を加える。

(特定施設付加基準)

第5条 条例第17条第2項の特定施設を高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにする

ための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項として規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。
 別表第1を次のように改める。
 別表第1（第5条関係）

| 特定施設 | 付加基準 |
|-------------|---|
| 1 便所 | (1) 車いす使用者用便房を設ける場合には、非常呼出し装置を設置すること。 (2) 施行令第1条第2号、第3号、第4号若しくは第5号に規定する建築物、同条第6号に規定する建築物（卸売市場を除く。）、同条第8号に規定する建築物のうち保健所、税務署その他官公署若しくは同条第13号若しくは第19号に規定する建築物で、床面積の合計が2,000平方メートル以上であるもの又は施行令第1条第21号に規定する建築物で、床面積の合計が30平方メートル以上であるものにあつては、次の設備を備えた便所を1以上設けること。 ア オストメイト（人工肛門又は人工膀胱を使用している者をいう。）対応の洗浄装置付き汚物流し イ 衣服を掛けるための金具 ウ ア及びイに掲げる設備その他オストメイトに対応した設備 (3) 施行令第1条第2号、第4号若しくは第5号に規定する建築物、同条第6号に規定する建築物（卸売市場を除く。）、同条第7号に規定する建築物（宴会場を有するものに限る。）、同条第8号に規定する建築物のうち保健所、税務署その他官公署、同条第12号に規定する体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくは水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）、同条第13号に規定する建築物、同条第15号に規定する飲食店又は同条第19号に規定する建築物にあつては、不特定かつ多数の者が利用する便所のうち1以上の便所におむつ交換台その他これに類する設備を設けること。 |
| 2 敷地内の通路 | 通路に排水溝を設ける場合には、排水溝のふたは、車いすのキャスター及び杖等が溝に落ち込まないものとする。 |
| 3 昇降機 | 施行令第13条第2項第5号に規定する昇降機（特殊な構造又は使用形態のものを除く。）を設ける場合には、かご内に手すり及び扉の開閉状況を確認することができる鏡を設置し、鏡については、車いす使用者の利用に対応した適切な位置に設置すること。 |
| 4 浴室又はシャワー室 | 不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、車いす使用者に対応した浴室又はシャワー室とすること。 |

備考 構造、地形、敷地の状況、沿道の利用の状況その他やむを得ない理由により別表第1に定める基準によることが困難である場合にあっては、当該基準によらないことができる。

別表第2中「（第10条関係）」を「（第11条関係）」に改め、同表2路外駐車場の項を次のように改め、同表を別表第3とする。

| | |
|---------|---|
| 2 路外駐車場 | 1 特定建築物等整備調書（別記第3号様式その2） 2 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図 3 縮尺、方位、駐車場の区域並びに駐車場に接する道路の位置及び幅員を明示した配置図 4 駐車区画割、区画その他主要部分の寸法を明示した平面図 5 その他知事が必要と認める図書 |
|---------|---|

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

第1 特定建築物における整備施設に係る整備基準

| 整備施設 | 整備基準 |
|-------------------|---|
| 1 第2条第1号に規定する案内標示 | 案内標示は、次によること。 敷地の出入口から高齢者、障害者等が建築物内の目的の場所まで、円滑に移動できるよう、ピクトグラム（図記号）と文字を併用し、かつ、設置場所に配慮するなど分かりやすく一貫性のあるものとする。 |